

令和7年 第2回

士幌町議会定例会議案

令和7年6月6日

- 議案第 1 号 辺地総合整備計画の変更について
議案第 2 号 士幌町地域公共交通活性化協議会設置条例案
議案第 3 号 士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 4 号 令和 7 年度士幌町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 号 令和 7 年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、上居辺・佐倉・下居辺辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上居辺・佐倉・下居辺辺地
(辺地の人口 805人 面積107.8 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺・字ワッカクネツ・字イショッポ
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字士幌東7線173番地2
- (3) 辺地度数 198点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 産業の振興 道路 ～ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。
また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものである。
- (2) 道 路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- (3) 農業 経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路及び農道の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。
- (4) 教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行している。当該辺地のスクールバス運行路線である朝陽線について、平成31年4月より、児童生徒の乗車状況、通学時間等を考慮し、本来、予備車である車両を充てがい路線の増加をして運行している。同車両は、通学のためだけでなく、学校(学習)活動で移動を伴う際の手段としても運行を担っているため、児童生徒の通学及び学習活動の重要な手段の一つであるスクールバスを、より効率の良い運用とするため、整備が必要である。
- (5) 観光・レクリエーション ～ 近年の旅行は、「観光地へ行くこと」自体が目的ではなく、個人の嗜好や価値観が満たされる場へ行き、そこでの経験を同行者や他者と共有することが重要な目的の一つとなっている。一方で、旅の受入側としてもマス移動を対象とした効率重視の観光ビジネス的な視点だけでは、町の観光は存続できない時代となっている。利用者ニーズに対応した施設、機能の強化、豊かな自然資源を活かした周辺(屋外)整備によって、町の観光資源価値が高められ、旅行者にとっては士幌町が通過点からゴール・滞在場所となり、地域住民や近隣住民にとっては魅力的かつ永続的な施設となり両者にとって、士幌町が観光地から幸福感が得られる「感幸地」へ変化し、地域住民は「住み続けたいまち」、来訪者(交流人口、関係人口)や移住希望者などは「住んでみたいまち」へとつながることが期待される。

(6) 電気通信に関する施設 ～ この地区は、山間地帯で電波の遮へい区域があるため、地上デジタル放送が受信できない地帯が多く、平成 22 年 3 月に送受信環境整備を行った。整備した本機器の設計耐用年数は、概ね 10 年となっており、突発的な機器の故障が発生した場合、難視聴地域における安定した放送継続が困難となることから、設備更新を必要とするものである。

3. 公共的施設の整備計画 令和 4 年度から令和 8 年度まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
産業の振興 道路 (森林管理道ワッカ美加登線 開設事業)	北海道	218,492	163,868	54,624	54,600
道路 (橋梁長寿命化修繕事業(上 居辺・佐倉・下居辺))	士幌町	(165,877) 124,879	(98,562) 75,670	(67,315) 49,209	(67,200) 49,000
農業経営 近代化施設 (上居辺地区道営特別農道整 備事業)	北海道	293,994	0	293,994	293,900
農業経営 近代化施設 (下居辺地区明渠関連事業)	士幌町	(193,996) 184,200	(114,621) 108,800	(79,375) 75,400	(79,300) 75,400
教育文化施設 (スクールバス整備事業)	士幌町	24,520	0	24,520	24,500
観光・レクリエーション (プラザ緑風再整備事業)	士幌町	(1,950,374) 1,937,537	493,500	(1,456,874) 1,444,037	(1,365,700) 1,374,990
電気通信施設 (地上デジタル放送 GF 機 器設備更新事業)	士幌町	(29,769) 0	0	(29,769) 0	(29,700) 0
合 計		(2,877,022) 2,783,622	(870,551) 841,838	(2,006,471) 1,941,784	(1,914,900) 1,872,390

議案第 2 号

士幌町地域公共交通活性化協議会設置条例案

士幌町地域公共交通活性化協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域活性化法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた町民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、士幌町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 地域活性化法第 5 条第 1 項に規定する計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様など町の生活交通施策に関すること。
- (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域活性化法第 6 条第 2 項に規定する者
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第 4 条の 2 に規定する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選で定め、副会長は委員の

中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運賃協議部会)

第7条 乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の料金等を協議するため、協議会に運賃協議部会を設置し、道路運送法第9条第4項に規定する者を構成員として協議を行う。

2 運賃協議部会は、前項の協議をするときは、あらかじめ、町民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために、公聴会の開催その他必要な措置を講じなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域戦略課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(報酬に関する条例の一部改正)

2 報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中士幌町空屋等対策協議会の項の次に次のように加える。

地域公共交通活性化協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

説 明

町内の地域交通の再編の協議を行う場を設けるため、協議会設置条例を制定するのである。

議案第 3 号

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正に伴い、条例を改正するものである。